3　ＥＥＤＩ基準線から得られる値は、次のとおり算定される（ａ、ｂ及びｃは、第二表に示す媒介変数とする。）。

ＥＥＤＩ標準基準線から得られる値＝ａ×ｂ$^{-c}$。

第二表　船舶の種類により異なる参照値を決定するための媒介変数

第二規則に定義する船舶の種類		a	b	c
2.25	ばら積み貨物船	九六一・七九	載貨重量（トン）	〇・四七七
2.26	ガス運搬船	一、一一〇・〇〇	載貨重量（トン）	〇・四五六
2.27	タンカー	一、一一八・八〇	載貨重量（トン）	〇・四八八
2.28	コンテナ船	一七四・一一一	載貨重量（トン）	〇・一〇一
2.29	一般貨物船	一〇七・四八	載貨重量（トン）	〇・一一六
2.30	冷凍運搬船	一一七・〇一	載貨重量（トン）	〇・一四四
2.31	兼用船	一、一一九・〇〇	載貨重量（トン）	〇・四八八

4　船舶の設計が第二表に定める二以上の船舶の種類の定義に分類される場合には、当該船舶について要求されるＥＥＤＩは、最も厳格な（最も小さい）ものとする。

5　この第二十一規則が適用される全ての船舶について、その建造された推進出力は、機関が作成する指針に定める悪条件の下で船舶の操縦性能を維持するために必要となる推進出力を下回ってはならない。

6　第一段階の開始の時及び第二段階の中間時点において、機関は、技術開発の状況を再検討し、必要であることが証明される場合には、時期、関連する船舶の種類に係るＥＥＤＩ基準線の媒介変数及びこの第二十一規則に定める削減係数を改正する。

第二十二規則　船舶エネルギー効率管理計画（ＳＥＥＭＰ）

1　船舶は、固有の船舶エネルギー効率管理計画を船内に備えていなければならない。この計画は、当該船舶の安全管理システム（ＳＭＳ）の一部とすることができる。

2　船舶エネルギー効率管理計画は、機関が採択する指針を考慮して作成される。

第二十三規則　船舶のエネルギー効率の改善に係る技術協力及び技術移転の促進

1　主管庁は、機関その他の国際組織と協力し、適当な場合には、直接に又は機関を通じて、技術支援を要請する国（特に開発途上国）への支援を促進し、及び支援を行う。

2　締約国の主管庁は、自国の国内法令及び政策に従い、この章（特に、第十九規則4から6までの規定）に規定する要件を満たす措置の実施に関し、技術支援を要請する国（特に開発途上国）に対する技術の開発及び移転並びに情報交換を促進するため、他の締約国と積極的に協力する。

十七　付録Ⅷの次に次の付録Ⅸを加える。

付録Ⅸ　国際エネルギー効率証書（ＩＥＥ証書）の様式

国際エネルギー効率証書

1973年の船舶による汚染の防止のための国際条約に関する1978年の議定書によって修正された同条約（以下「条約」という。）を改正する1997年の議定書（決議ＭＥＰＣ203(62)により改正されたもの）に基づいて、……
（国の正式名称）
政府の権限の下に、……
（条約により権限を与えられた者又は団体の名称）
が発給する。

船舶の要目

船名……

船舶番号又は信号符字……

船籍港……

総トン数……

国際海事機関船舶識別番号……

この証書は、次のことを証明する。

1　この船舶が、条約附属書Ⅵ第５規則４の規定により検査されたこと。

2　検査の結果、この船舶が第20規則から第22規則までに規定する要件に適合していること。

この証書の根拠となる検査が完了した日……（年／月／日）

この証書は、……
（証書の発給の場所）
において発給した。

……（年／月／日）
（発給の日付）

……
（証書の発給について正当に権限を与えられた職員の署名）
（必要に応じて、当局の印章）

国際エネルギー効率証書（ＩＥＥ証書）の追補

エネルギー効率に関する建造の記録

注釈

1　この記録は、ＩＥＥ証書に常に添付しておく。ＩＥＥ証書は、いかなる時も船内に備えておく。

2　この記録は、少なくとも英語、フランス語又はスペイン語で記載する。発給する締約国の公用語も使用されている場合において、記載の不一致があるときは、当該公用語による記載が優先する。

3　記入欄には「該当する。」又は「適用がある。」の場合には「X」を、また「該当しない。」又は「適用がない。」の場合には「－」を記入する。

4　別段の定めがある場合を除くほか、この記録において、「規則」とは条約附属書Ⅵの規則をいい、「決議」又は「回章」とは国際海事機関が採択した決議又は回章をいう。

1　船舶の要目

1.1　船名……

1.2　国際海事機関船舶識別番号……

1.3　建造契約の日……

1.4　総トン数……

1.5　載貨重量（トン）……

1.6　船舶の種類(注)……

注　第２規則に定める定義に従い船舶の種類を記入する。第２規則に定める二以上の船舶の種類に該当する場合には、要求されるＥＥＤＩの値が最も厳格な（最も小さい）船舶とみなされるべきである。第２規則に定めるいずれの船舶の種類にも該当しない場合には、「第２規則に定める船舶の種類以外の船舶」と記入する。